貢	新	旧	摘　　要
添付資料 **４－６**	（参考）　【土砂搬入整理券】の過不足に対する対応について 土砂搬入整理券の過不足が生ずる事例がありましたので、あらためて御注意くださるようお願いします。 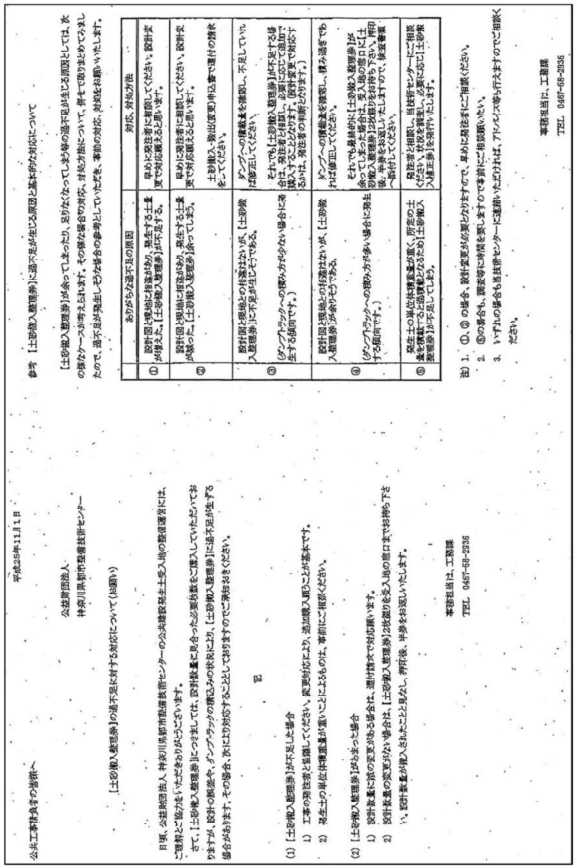 添4-6	＜なし＞	追加

公共工事担当者の皆様へ

平成25年11月1日

公益財団法人
神奈川県産業技術センター

（土砂搬入整理券）の過不足に対する対応について（お願い）

日頃、公益財団法人神奈川県産業技術センターの公共建設発生土受入場の管理運営には、ご理解と協力をいただきありがとうございます。

さて、【土砂搬入整理券】につきましては、設計数量と見合った必要枚数をご購入していただいておりますが、設計の見直や、ダンプラックの積込みの状況により、【土砂搬入整理券】に過不足が生ずる場合がありますが、その場合、次に対応することとしておりますのでご承知おきください。

記

(1) 【土砂搬入整理券】が不足した場合
1) 工事の発注者と協議してください、変更対応により、追加購入者ことが基本です。
2) 発生土の処分計画書が置いてあるのは、事前にご相談ください。

(2) 【土砂搬入整理券】があまった場合
1) 設計数量に対応の変更がある場合は、現場担当者で対応願います。
2) 設計数量の変更がない場合は、【土砂搬入整理券】は返却を受入場の窓口までお持ちください。設計数量が搬入されたことと見なし、所所後、半券をお返しいたします。

参考　【土砂搬入整理券】の過不足が生ずる原因と事前の対応について

【土砂搬入整理券】が余ってしまったり、足りなくなってしまう場合の過不足が生ずる原因としては、次の様なケースが考えられます。その発生場合や対応、対処方法について、弊社で取りまとめてみましたので、過不足が発生しそうな場合の参考としていただき、事前の対応、対処を御願いいたします。

	あがから発生する過不足の原因	対応、対処方法
①	設計変更等の理由により、発生土が増えた（土砂搬入整理券）が不足する。	早めに発注者に相談してください。設計変更で対応願えると思います。
②	設計図と現場に相違があり、発生土は土量が減った（土砂搬入整理券）余ってしまう。	早めに発注者に相談してください。設計変更で対応願えると思います。
		土砂搬入・搬出区間内込書で運行の指示をしてください。
③	設計図と現場との相違はないが、（土砂搬入整理券）が不足が生じている。	ダンプラックの積み方を変更し、不足していると思云してください。
④	（ダンプラックへの積み方がうまくない場合に発生する項目です。）	それでも（土砂搬入整理券）が不足する場合は、発注者と相談、発注者で対応できるかは、発注者の判断となります。
⑤	設計図と現場との相違はないが、（土砂搬入整理券）が余ってしまう。	ダンプラックの積み方を変更し、積み過ぎでも、それは変更してください。
⑥	（ダンプラックへの積み方が多い場合に発生する項目です。）	それでも具体的に（土砂搬入整理券）が余ってしまった場合は、受入場の窓口には（搬入整理券）は返却を受けず、そのままの状態で、新規事業の所所してください。
⑦	発生土の搬出量が変更、出区分の変更に伴う（土砂搬入整理券）が不足している。	発注者と相談し、出区分のセンターに相談、（土砂搬入整理券）を発行いたします。

株式会社　工務店
TEL　0467-68-2938

注）1. ①、②の場合、設計変更が必要なかがすべて、早めに発注者に相談ください。
2. ③の場合も、搬出等に相談を要しますので事前にご相談ください。
3. いずれの場合も技術センターに連絡いただければ、アドバイスなども行えますのでご相談ください。

貢		旧	摘　　要
添付資料 ４－７	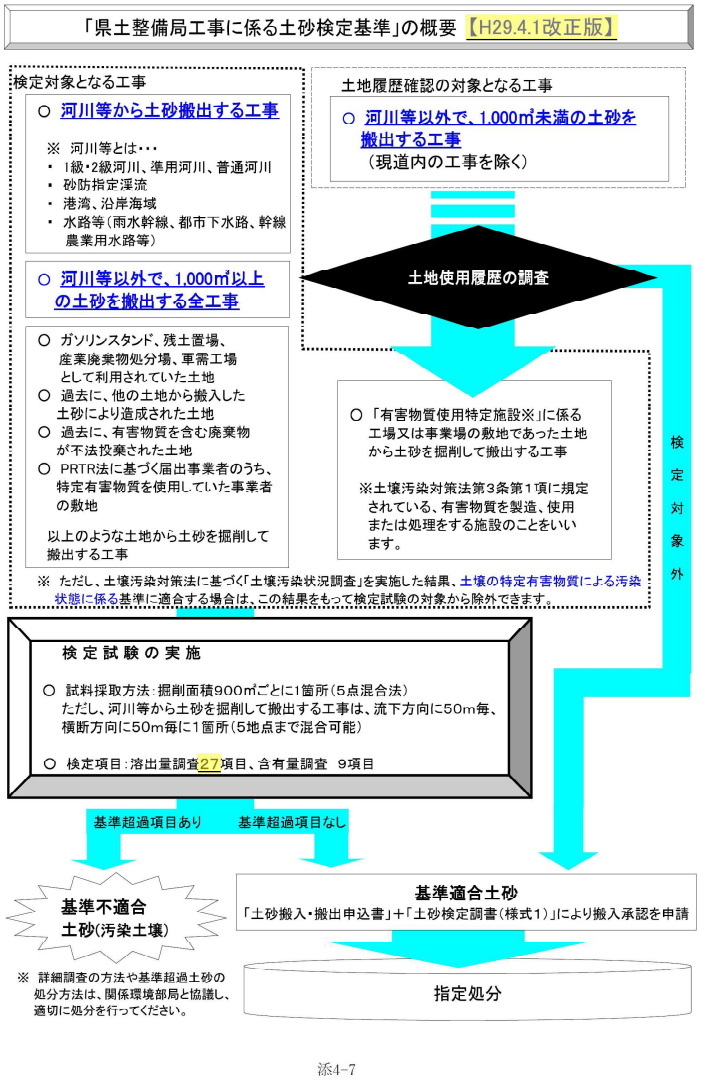 	（５）「県土整備局工事に係る土砂検定基準」について ①「県土整備局工事に係る土砂検定基準」の概要 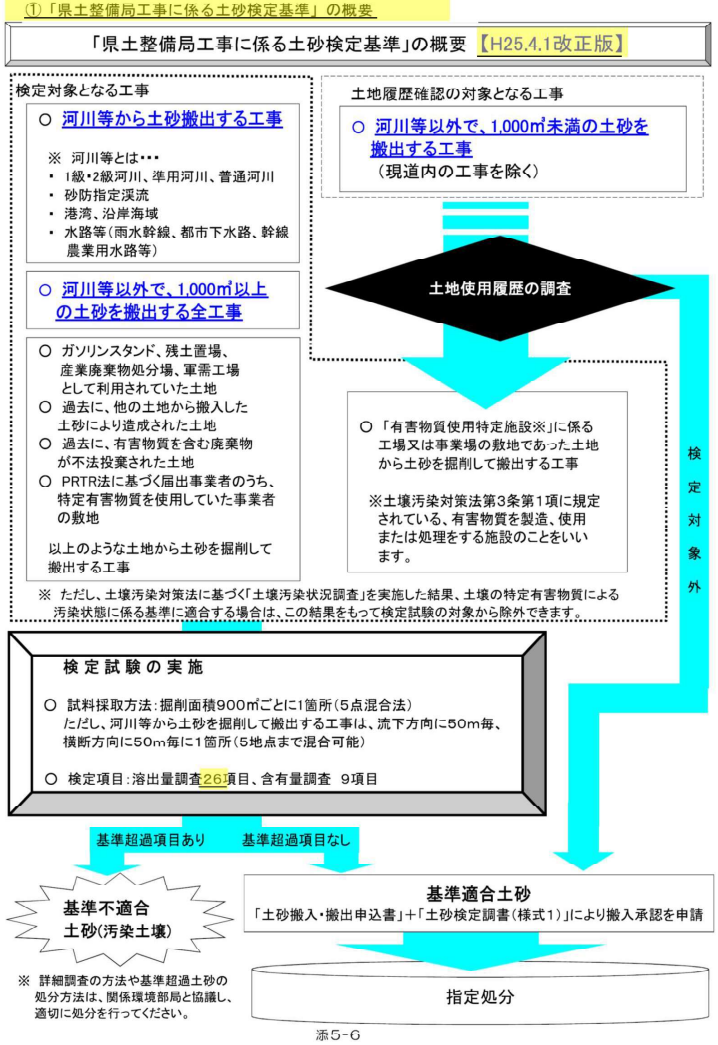 	見出し修正 年版修正 項目数修正

貢	新	旧	摘　　要
添付資料 ４－８	 添4-8	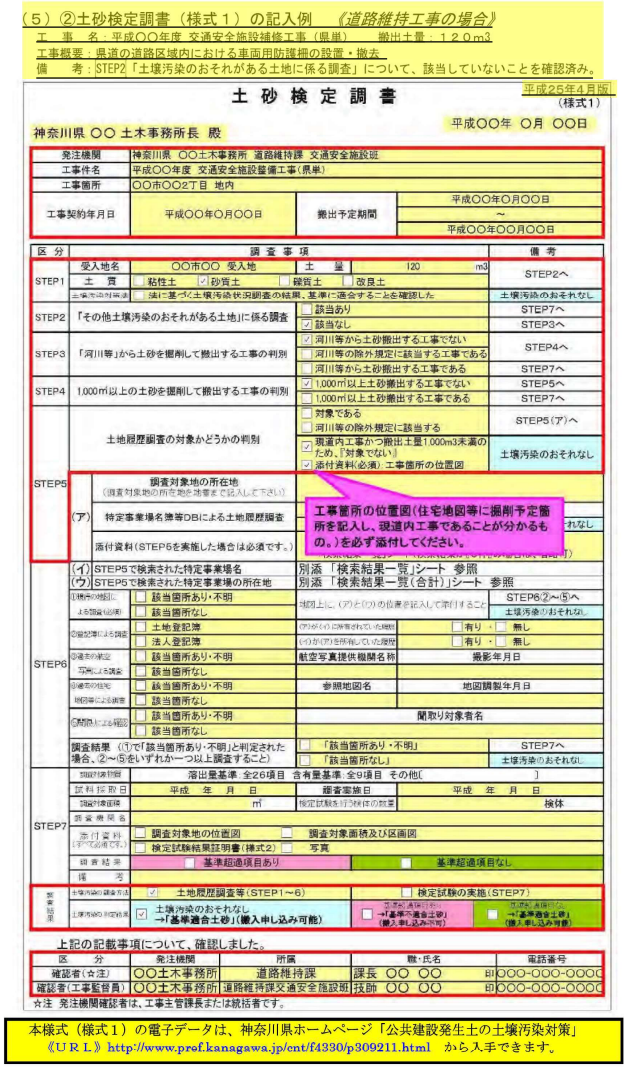 添5-7	記入例の修正 年版修正

頁	新	旧	摘要
添付資料 4－9	添4-9	添5-8	元号修正

「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書（参考）

第１条［適用範囲］
本特記仕様書は、当該工事（業務）である令和○○年度□□工事（△△委託）で実施する検定試験に適用され、必要な事項について定めるものである。

第２条［検定試験］
検定試験とは、「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する土壌汚染に係る調査をいう。

第３条［調査対象等］
受注者は、下記の事項を監督員（調査職員）に確認してから試料採取を行うこと。
（１）調査対象の位置及び範囲
（２）調査対象面積
（３）試料採取位置と検体の作成方法
（３）調査対象物質

第４条［調査方法］
検定試験は、原則として、以下の方法により実施すること。

■　**河川等において土砂を掘削して搬出する工事**
（１）試料採取位置の選点
○　図Ａを参考に、**流下方向に 50m以下毎、横断方向に50m以下毎に１箇所となるよう単位区画を設定し、その中央に試料採取位置を選点する。**
○　試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。（詳細調査を実施する場合の参考とすること。）
○　上記の方法により難い場合は、搬出土量 900 ㎥毎に１試料を採取する。
（２）試料採取と検体の作成
○　上記（１）で選点した試料採取位置において、表層（地表から深さ５cm）及び深さ５～50cm の土壌をそれぞれ分けて均等に採取し、等量（重量）ずつ混合して**それぞれの区画**（例：図Ａの場合、№1L～№5L 及び№1R～№5R の 10 区画）**を代表する試料とする。**
○　**検定試験は、それぞれの区画を代表する試料を１検体として実施する。**
○　各区画で採取した試料を、**５地点分まで均等に混合して１検体とすることができる。**
［例］図Ａの場合、№1L～№5L を混合→検体Ｌ、№1R～№5R を混合→検体Ｒ
（３）写真撮影　*（写真撮影例）参照*
○　試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
○　各試料採取地点を写真撮影すること。（採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）

（４）検定機関
検定試験は、以下に該当する機関が実施すること。
○　公共機関
○　土壌汚染対策法第３条第１項の規定に基づく指定調査機関
○　計量法第 107 条の規定に基づく計量証明事業登録を受けた事業者
（５）検定試験
上記（２）で作成した検体について、溶出量調査については平成 15 年環境省告示 18 号に定める方法で、含有量調査については平成 15 年環境省告示第 19 号に定める方法で調査してください。試験項目や基準値は、別表１、別表２のとおりとする。
（６）報告書作成
○　報告書の項目は、以下のとおりとする。
１）調査対象地の位置図
２）調査対象面積及び区画図
３）検定試験結果証明書（様式２）
４）写真
○　「検定試験結果証明書」（様式２）の「合否」欄について、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合には「否」を記入すること。
○　報告書は、　部提出すること。
（７）その他
○　検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」（様式２）を用いて報告すること。
○　検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

■　**河川等以外において土砂を掘削して搬出する工事**
（１）試料採取位置の選点
ア）図Ｂを参考に、掘削面積 900 ㎡毎に単位区画を設定して、５箇所の試料採取位置を均等に選点する。
また、試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。（詳細調査を実施する場合の参考とするため。）

イ）下記①、②に該当する工事など、**土壌に汚染をもたらす有害物質の使用施設、保管施設の場所等、使用状況を明確に把握できる場合は、「土壌汚染のおそれの区分の分類」に応じて単位区画を設定し、試料採取位置を選点することができる。**
詳細は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（「環境省　水・大気環境局　土壌環境課」）第２章 2.3「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握」及び 2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、監督員（調査職員）と協議すること。
①　下水処理場、清掃工場、衛生試験場、研究施設等の公共施設内での工事
②　調査時点で当該事業場が操業中であるなど、土壌汚染をもたらす有害物質の使用状況を確認できる資料や正確な情報を得られる聞取り対象者がいる場合

（５）③「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書（参考）

第１条（適用範囲）
本特記仕様書は、当該工事（業務）である平成○○年度□□工事（△△委託）で実施する検定試験に適用され、必要な事項について定めるものである。

第２条（検定試験）
検定試験とは、「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する土壌汚染に係る調査をいう。

第３条（調査対象等）
受注者は、下記の事項を監督員（調査職員）に確認してから試料採取を行うこと。
（１）調査対象の位置及び範囲
（２）調査対象面積
（３）試料採取位置と検体の作成方法
（３）調査対象物質

第４条（調査方法）
検定試験は、原則として、以下の方法により実施すること。

■　**河川等において土砂を掘削して搬出する工事**
（１）試料採取位置の選点
○　図Ａを参考に、**流下方向に５０ｍ毎、横断方向に５Ｃｍ毎に１箇所となるよう単位区画を設定し、その中央に試料採取位置を選点する。**
○　試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。（詳細調査を実施する場合の参考とするため。）
○　上記の方法により難い場合は、搬出土量９００㎥毎に１試料を採取する。
（２）試料採取と検体の作成
○　上記（１）で選点した試料採取位置において、表層（地表から深さ 5cm）及び深さ 5～50cm の土壌をそれぞれ分けて均等に採取し、等量（重量）ずつ混合して**それぞれの区画**（例：図Ａの場合、№1L～№5L 及び№1R～№5R の 10 区画）**を代表する試料とする。**
○　**検定試験は、それぞれの区画を代表する試料を１検体として実施する。**
○　各区画で採取した試料を、**５地点分まで均等に混合して１検体とすることができる。**
（例）図Ａの場合、№1L～№5L を混合→検体Ｌ、№1R～№5R を混合→検体Ｒ
（３）写真撮影　*（写真撮影例）参照*
○　試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
○　各試料採取地点を写真撮影すること。（採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）
（４）検定機関
検定試験は、以下に該当する機関が実施すること。
○　公共機関
○　土壌汚染対策法第３条第１項の規定に基づく指定調査機関
○　計量法第 107 条の規定に基づく計量証明事業登録を受けた事業者
（５）検定試験
上記（２）で作成した検体について、溶出量調査については平成 15 年環境省告示 18 号に定める方法で、含有量調査については平成 15 年環境省告示第 19 号に定める方法で調査してください。試験項目や基準値は、別表１、別表２のとおりとする。
（６）報告書作成
○　報告書の項目は、以下のとおりとする。
１）調査対象地の位置図
２）調査対象面積及び区画図
３）検定試験結果証明書（様式２）
４）写真
○　「検定試験結果証明書」（様式２）の「合否」欄について、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合には「否」を記入すること。
○　報告書は、　部提出すること。
（７）その他
○　検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」（様式 2）を用いて報告すること。
○　検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

■　**河川等以外において土砂を掘削して搬出する工事**
（１）試料採取位置の選点
ア）図Ｂを参考に、掘削面積９００㎡毎に単位区画を設定して、５箇所の試料採取位置を均等に選点する。
また、試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。（詳細調査を実施する場合の参考とするため。）

イ）下記①、②に該当する工事など、**土壌に汚染をもたらす有害物質の使用施設、保管施設の場所等、使用状況を明確に把握できる場合は、「土壌汚染のおそれの区分の分類」に応じて単位区画を設定し、試料採取位置を選点することができる。**
詳細は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（「環境省　水・大気環境局　土壌環境課」）第２章 2.3「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握」及び 2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、監督員（調査職員）と協議すること。
①　下水処理場、清掃工場、衛生試験場、研究施設等の公共施設内での工事
②　調査時点で当該事業場が操業中であるなど、土壌汚染をもたらす有害物質の使用状況を確認できる資料や正確な情報を得られる聞取り対象者がいる場合

頁	新	旧	摘要
添付資料 4－13	別表１　【溶出量基準】 （下表）	別表１　【溶出量基準】 （下表）	差替え

新

別表１　【溶出量基準】

項　　目	基　　準	測　定　方　法
カドミウム及びその化合物	検液１Ｌにつきカドミウム0.01mg以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
六価クロム化合物	検液１Ｌにつき六価クロム0.05mg以下であること	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170－７の７のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
クロロエチレン	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること	平成９年３月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シ　マ　ジ　ン	検液１Ｌにつき 0.003mg以下であること	昭和46 年12 月環境庁告示第59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表６の第１又は第２に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	規格K0102 の38 に定める方法（規格K0102 の38.1.1 及び38 の備考11 に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表１に掲げる方法
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること	水質環境基準告示付表６の第１又は第２に掲げる方法
四 塩 化 炭 素	検液１Ｌにつき 0.002mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
１，２－ジクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.004mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1又は 5.3.2に定める方法
１，１－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.1mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
１，２－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.04mg以下であること	シス体にあっては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
１，３－ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき 0.002mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法

項　　目	基　　準	測　定　方　法
水銀及びその化合物	検液１Ｌにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあっては水質環境基準告示付表２に掲げる方法、アルキル水銀にあっては水質環境基準告示付表５に掲げる方法及び昭和49 年９月環境庁告示第64 号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表３に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液１Ｌにつきセレン0.01mg以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
チ　ウ　ラ　ム	検液１Ｌにつき 0.006mg以下であること	水質環境基準告示付表５に掲げる方法
１，１，１－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 1mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
１，１，２－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.006mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.03mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液１Ｌにつき鉛0.01mg以下であること	規格K0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	検液１Ｌにつき砒素0.01mg以下であること	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液１Ｌにつきふっ素0.8mg以下であること	規格K0102 の34.1（規格K0102 の34 の備考１を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170－６の６図２注記カアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102 の34.1.1c）（注(2)第３文及び規格K0102 の34 の備考１を除く。）に定める方法（揮発物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表７に掲げる方法

旧

別表１　【溶出量基準】

項　　目	基　　準	測　定　方　法
カドミウム及びその化合物	検液１Ｌにつきカドミウム0.01mg以下であること	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
六価クロム化合物	検液１Ｌにつき六価クロム0.05mg以下であること	規格K0102の45.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-７の７のａ）又はｂ）に定める操作を行うものとする。）
クロロエチレン	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること	平成９年３月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シ　マ　ジ　ン	検液１Ｌにつき 0.003mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表５の第１又は第２に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.１１に定める方法を除く）
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること	水質環境基準告示付表５の第１又は第２に掲げる方法
四 塩 化 炭 素	検液１Ｌにつき 0.002mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
１，２－ジクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.004mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1又は 5.3.2に定める方法
１，１－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.1mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
１，２－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.04mg以下であること	シス体にあっては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
１，３－ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき 0.002mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
水銀及びその化合物	検液１Ｌにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあっては水質環境基準告示付表１に掲げる方法、アルキル水銀にあっては水質環境基準告示付表２及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表3に掲げる方法

項　　目	基　　準	測　定　方　法
セレン及びその化合物	検液１Ｌにつきセレン0.01mg以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
チ　ウ　ラ　ム	検液１Ｌにつき 0.006mg以下であること	水質環境基準告示付表４に掲げる方法
１，１，１－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき１mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
１，１，２－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.006mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.03mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液１Ｌにつき鉛0.01mg以下であること	規格K0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	検液１Ｌにつき砒素0.01mg以下であること	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液１Ｌにつきふっ素0.8mg以下であること	規格K0102の34.１若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)（注(6)第３文を除く。）に定める方法（揮発物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表６に掲げる方法
ベ　ン　ゼ　ン	検液１Ｌにつき0.0mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	検液１Ｌにつき ほう素1mg以下であること	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表３に掲げる方法
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検液中に検出されないこと	排出基準検定告示付表１に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排出基準検定告示付表２に掲げる方法）